

2010年11月議会個人質問事項

1・平和行政について

尖閣諸島問題や北朝鮮の情勢など緊迫した中、日本でも12月3日～10日まで九州を中心に陸海空自衛隊と米軍による日米共同統合実動演習（キーン・ソード）が周辺海空域で実施されています。私たち日本共産党は、北朝鮮の民間人を巻き込んだ砲撃に対し断固抗議し、政府にも中国の提案している6カ国協議の緊急会合に参加し北朝鮮の無法行為を抑えるための外交努力をすべきと申し入れています。私たちの国の憲法はどんな紛争の解決も、武力での解決を国際紛争を解決する手段として永久に放棄しています。憲法改定の論議をとの意見もありますが、私たち日本共産党は今の平和憲法をいかした外交をするべきだとの見解を政府にもとめています。平和行政を取り上げるにあたってまずこのことをのべさせていただきます。

さて、岡山市は1985年に「平和で幸せな岡山市を築くため普段の努力を続ける」ことを誓った平和都市宣言と、その趣旨をいかして1989年に岡山空襲のあった6月29日を岡山市平和の日と宣言しています。この2つの宣言に基づいて平和行政をおこなうことを求めて質問に入ります。

市立へいわかん（仮称）設置について

今年は戦後・岡山空襲65周年という節目の年です。旧市内の73%が一夜にして焦土となり死者約2000名、被災者10万人以上という大きな被害となっています。平和の大切さは、きちんと歴史の事実、戦争の史実を伝え学ぶことで次世代に伝わるのではないのでしょうか？現在、岡山市民の約82%が戦後生まれという実態の中、戦争・被災体験者の高齢化により、きちんと実態を伝え学習をする場が一刻も早く必要です。

- 1) 戦後65周年の今年度中に、設置場所、時期を明らかにしていただきたいがどうか？
- 2) 現在市民から寄せられた資料や情報を収集し検証する作業は福祉援護課の職員が他の業務と平行しておこなっていると伺っています。

開設準備室を設置し、専任で作業できる体制を整えるべきですがどうか？

また、NPO 法人平和推進岡山市民協議会が運営する岡山空襲平和資料館の活動も参考にし、市民協働で、開設する市立の岡山空襲平和資料館（へいわかん）（仮称）を運営、企画できるよう市民協働の仕組みをとりいれていただきたいが、ご所見をお聞かせください。

- 3) 岡山空襲を次世代に継承するために市として、「戦争・戦災遺跡」の保存と、広く市民に啓発するためのガイドマップ作りと語り部の養成など考えていただきたいがどうか？
- 4) NPO 団体がこの7年間、岡山空襲平和資料館へいわかんの運営を、市の勤労者福祉センターの一角を借りておこなっています。高熱水費も含め年間の運営維持費は約100万円かかるとのこと。この間は、団体会費の値上げなどでなんとか維持しています。岡山市の小中学校を始め県内の小中学校の平和教育に、おおいに貢献している実績をふまえ、市立へいわかんが設置できるまで、なんとか市として援助できないでしょうか？国は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら光が十分当てられてこなかった分野に対する地方の取り組みを支援するために住民生活に光を注ぐ交付金を設置しています。
- 知の地域づくりに貢献するという項目でこの交付金をNPOへいわかん支援につかえないでしょうか？

2・市民が主人公の公民館活動について

先の総務委員会には、公民館の社会教育施設としての位置づけと活動を維持しつつ、公民館活動と安全・安心ネットワーク活動を統合すると、提案されました。そのために公民館のすべての職員に安全・安心ネットワーク推進室の職員を併任させる、安全・安心ネットワーク推進室の職員に社会教育法5条の事務と社会教育法22条の事業を補助執行させることの内容でした。あくまでも公民館の所管は教育委員会であり機構改革ではないとのことで、総務委員会での議論は打ち切られました。ここであらためて所管を確認しようと思いましたが、先日の羽場議員の質問に「公民館業務の権限を市教委においたままで市長部局の安全安心活動と一体化すると答弁されています。あくまでも所管は教育委員会であり権限は市教委のままというのが今の見解です。

- 1) 市民文教委員会では、今回の統合の意味を、学びと実践の連携をサポートするためだとか、本来の公民館活動の拡充と答弁されています。しかしその考え方は、あくまでも安全・安心ネットワークからの発信であり、いままで自主的な活動をおこなってきた公民館はその必要性を感じているのでしょうか？なぜ統合なのか？統合する意義、必要性など公民館が理念形成をしないと一緒に活動を拡充するという立場にたてないのではないのでしょうか？

- 2) 権限は教育委員会で安全・安心ネットワーク局が調整をするとのことですが、調整ができる人材確保は、地域活動に意欲があり、まさに、配置をしようとしている担当職員の質がとわれると考えますが、どのようにお考えでしょうか？
- 3) 社会教育法にもとづいて権限は教育委員会とのことですが、事業執行のラインはどうなるのか？計画や政策立案は生涯学習課の担当のままなのか？そうであればきちんと事務分掌にいちづけるべきだがどうか？また施設の補修などの修理関係の予算と執行ラインはどうなるのでしょうか？
- 4) 市民が一番心配しているのは、今までの教育委員会として、独立機関の公民館の自主性、主体性がどう担保されるのか？将来の不安も含めて憶測が飛び交っています。そこで、あらためて、公民館の主体性をいかにするために、その趣旨を条例にもりこむなど文章で明確にするなど市民の不安に答えていただきたいがどうか？
- 5) 市民への説明不足や、議論の場がなかったことが今回の市民の混乱につながっています。この期、社会教育委員会議は開催されたのか？されたのであれば内容はどうかされたのか？
- 6) 今回の件では議論を尽くしてほしいという市民から1万筆近い署名が提出されています。各公民館に運営委員会がありますが、公民館全体として議論する場がないのが今回の市民の不安につながっていると私は思います。社会教育法には公民館運営審議会が設置できるとありますが、市民が参画できるしくみはどうお考えか？また今後地域活動を拡充する方向であれば全学区で説明会などを開催し、市民の議論の場を提供する必要があるがいかがお考えか？

3・市民のいのち、健康を守る市政に

ア) 国民健康保険について

岡山市の国民健康保険は岡山市民の4割近くが加入しており、その7割が年間所得1世帯200万円以下という低所得者です。年間所得が4人世帯で200万円の家庭の保険料が介護保険料とあわせて年間約40万円です。所得の2割が保険料で飛んでいくという実態は負担の限度を超えていると思います。最近では加入者が高齢者世帯だけでなく、派遣切りで仕事を失った働き盛りや、探しても仕事がない若い世代など加入者の実態も深刻になっています。

国民健康保険は、相互扶助制度でなく、いつでもだれでも安心をして病院にかかることができるための社会保障制度です。

そこで伺います。

- ① 6月議会の私の国民健康保険についての質問に保健福祉局長は「本来相互補助に基づく保険制度である以上・・・」と答弁されましたが、市としての認識をあらためて確認します。国保制度は相互扶助制度ではなく社会保障の制度だと認識していますか？

その社会保障の保険料が市民の生活を圧迫しているのが今の実態です。また3割負担が払えず病院に行くのを我慢している世帯もふえており、岡山の病院でも手遅れ事例が報告されています。

今、私たち日本共産党は、市民に暮らしのアンケートをとっているところですが、一ヶ月で600人以上から返信がありました。結果74.3%の人が以前より暮らしが苦しくなったと答えています。そして、市政に最優先で取り組んでほしいもの1位は国民健康保険料の引き下げでした。6月議会で岡山市議会は全会一致で国の意見書提出を採択しました。その中で「これ以上の国民健康保険料負担を課することは非常に厳しい状態である」として国庫負担を増やすことを強く求めました。この立場でいくと市議会は保険料値上げは容認できないと私は考えます。選挙前にもし値上げが提案されるのであれば市議会として市民の声と実情をふまえて修正に取り組まなくてはなりません。

- ② 市民の実情をふまえて、市長はどうお考えなのでしょうか？ご所見をおきかせください。
- ③ 国保会計を持続可能にするためには財政基盤を拡充するしかありません。民主党政権はコンクリートから人へといいながら、たとえば財務省は昨年度にようやく3分の1から2分の1に引き上げた基礎年金の国庫負担割合を、財源確保が難しいとして元の3分の1に戻すと言い出しました。野田佳彦財務相は、再び2分の1に引き上げるために消費税を含む「税制抜本改革」を「不退転の決意で実現する」と語っています。また国保会計の予算を増やすことや、後期高齢者医療保険制度も廃止するといいいながら、公約違反をつづけています。この動きを地方からも批判し国民健康保険制度の国庫負担の復元するように国に対しての働きかけをしっかりとっていただきたいが、どうでしょうか？
- ④ 国保料を高くしている原因に市独自の減免分や、収納率が低いことを理由にした国庫補助金のカット分、未納者の見込み分などが上乗せされているのではないのでしょうか？

それぞれの影響額をおこたえください

- ⑤ 先日も、岡山市役所横で、一日中、岡山市社会保障推進協議会のみなさんが国保料を引き下げる署名行動をおこないました。ちょうど分割納付のご相談にこられた方が多く「国保料の引き下げはぜひしてほしい」と期待の声も寄せられました。一般会計からの政策的繰り入れをさらに増やしてでも

値下げを実現していただきたいと思います。今年度は18億円の政策的繰り入れを岡山市はおこないました。国保会計の赤字が25億、赤字の補填と引き下げを実現するためにはひきつづきの繰り入れが必要だと思うがどうか？昨年度の市の収支決算では26億円の実質黒字です。プライマリーバランスは241億円の黒字です。行革の成果を市民福祉の向上にあてるといふなら、命をまもる予算を最優先として、国保会計に繰り入れを考えていただきたいがどうか？

- ⑥ 11月16日の高齢者医療制度改革会議で厚生労働省は、国民健康保険制度を現行の市町村単位から都道府県単位に広域化する時期を新制度に盛り込む方向を示しました。新聞社のアンケートに、広域化は不可欠と56%の知事や市町村長が答えています。しかし、県が運営主体になることは岡山県も含め多くの県が反対をしています。これは県の責任のがれにすぎません。埼玉県志木市では、県内のすべての自治体の賦課方式や税率などの調整をすることも困難だし、収納率の格差や法定外繰り入れの格差などどう調整するのか？また市民の健康づくりにどこが責任持つのか？と市民に意見を聞き議論を呼びかけています。

財政危機のための広域化という国の言い分ですが、そもそも国保会計の危機は国庫負担を半減させたことが大きいのではないのでしょうか？広域化になると一般会計からの政策的繰り入れができなくなり、保険料の値上げや減免制度など市独自の制度はなくなり、市町村によって医療供給体制に差異がでるのに保険料は同じなど問題が山積みです。岡山県の場合は県南と、県北の病院の体制に極端な格差があります。たとえば新見圏域、高梁圏域にはがんの拠点病院がひとつもないという状況で、7つある拠点病院の6つが県南に集中しています。そのうち岡山市に4つが集中している状況なのに新見や高梁地域と保険料がおなじになるのは誰が考えても矛盾です。岡山市が自分のところはいいからと広域化の旗振りをするのは大都市の品格ある姿勢とはいえません。早急な広域化には市として反対をしていただきたいがどうか？

イ) こどもの医療費助成について

「子どもに最善の利益を」の立場で日本共産党は子どもの医療費の無料化を国の制度として確立するように求めているところです。全国の自治体では上乘せをして無料化の年齢拡大が広がっています。岡山市でも今年度、中学校卒業まで入院が無料化になり喜ばれました。県内でも中学校まで入院通院も無料化のところは16自治体が、美咲町では高校生まで無料化となっています。ぜひご英断を！

ウ) 健康診断について

このたびの補正で子宮頸がんワクチンの公費助成が上程されました。

予防できるがんとしてこのワクチンの重要性を訴えてきて、また市民から4000名を越す署名も寄せられており喜ばれています。おりしも今、保健福祉委員会を中心に議員発議で岡山市がん対策推進条例の策定に向けて議論されています。この条例の目的としてがんの予防、早期発見の推進、患者負担の軽減があげられていますので、条例の趣旨に沿ってもタイムリーな予算措置だと感謝しています。

ただ子宮頸がんにしても乳がんにしても健康診断の受診率が低いことが全国的に問題となっており、09年度から国が始めた無料クーポン券もありましたが、乳がんは24.1%、子宮頸がんは21.7%にとどまっています。

- 1 健診率が向上しない原因を市としてどう認識しており向上のために今後どうしようとしているのでしょうか？
- 2 今回、子宮頸がんワクチンの実施に当たっては正しい理解と啓発のために、小中学生を対象に啓発する必要があります。今、議論中の「がん対策推進条例(案)」が教育を重視しているのも意義深いと考えます。啓発はどのように考えますか？
- 3 性教育の充実もあらためて検討し、位置づけていただきたいがどうか？

4・障害者政策について

1) 障害者自立支援法に関連して

旧自公政権が強行した障害者自立支援法は、サービス利用料の1割負担の「応益負担」という内容が、障害者と国民の強い批判をあび、民主党はこの法律の廃止を公約して政権に就きました。全国で障害者の生きる権利を奪うこの法律は憲法違反だとの訴訟がおき、鳩山首相は提訴した原告と基本合意をかわし、「人間としての尊厳を深く傷つけた」陳謝しました。そして障害当事者の半数以上の参加で新しい法律の検討を進めてきました。この画期的な合意と新しい法策定の動きは「私たちのことを私たち抜きには決めないで」という障害者の大きな声がとどいたと、私も一緒に運動をしていたので本当にうれしくおもったものでした。しかし基本合意から1年も経たない間に、旧与党が立案した自立支援法改定案にわずかの修正を加えただけのつなぎ法がわずか30分の審議で先の国会で可決してしまいました。発達障害をしょうがいの対象に含めることを明確化

するなど一部改善点もありますが、内容は、自立支援法廃止の「廃止」が明記されず、延命する余地を残しています。あれだけ主張していた応益負担の仕組みを残したままで抜本的な見直しとなっていません。また知的障害、肢体不自由、難聴幼児など障害別で設置している施設を一元化する動きも含まれており新たな危惧も生まれています。

- 1 市としてこの動きをどう認識しているのか、まず所見を
- 2 今回の中身には、今まで障害当事者のみなさんが危惧していた、応益負担や、地域センター利用の日割り実績のしくみ、障害程度区分などの改善は入っていません。新法制定にむけて、国に市としても要望していただきたいがどうか？

2) 発達障害児支援センターについて

岡山市発達障害児支援センター設置が具体的にすすんでおり、場所も勤労者福祉センターの一階ということで示されました。そこで伺います。

- 1 多くの保護者や当事者が望んでいる相談機能は、まずそこに行けば、いろんな情報を得ることができ、自分つながりたい場所へつなげてくれるコーディネーターの存在です。多様なニーズに答え、その人の必要とする機関につなげるための総合相談窓口の機能が必要です。専門家の配置、他機関との連携、保護者の心理的サポート、など具体的にお答えください
- 2 全国で発達障害児を含め障害幼児の通う通園施設が380箇所しかないのが療育にたどりつけない子どもたちを多く生んでいます。市として幼稚園での受け入れ、拠点保育園の増設、通園施設の増設、療育機関の増設など堂お考えでしょうか？
- 3 その上で、今回できるセンターの療育機能はどういう内容を保障しようとしているのでしょうか？